

TOPICS

事業承継時、プロパー融資の保証人解除もできるようになりました

金融機関による更なる経営者保証の解除を後押しするため、一定の要件を満たす企業について経営者保証を解除することを前提に、金融機関にとって使いやすい新たな信用保証制度が2020年4月からはじまりました。

1. 最大のメリットは、プロパー融資の保証も外せること

この制度の正式名称は「事業承継特別保証制度」。この制度を使うことで、保証協会の保証付き融資についている経営者保証を外すことができます。

この制度の最大のメリットは、

「金融機関プロパーで借りている融資も合算で、この事業承継特別保証制度に借り換えることができる」ということなのです。

2. 事業承継特別保証制度による借り換え例

たとえば、ある企業の借入状況が以下だったとします。

- 信用金庫のプロパー融資 2,000万円
- 信用保証協会の保証付き融資 2,500万円

この企業が事業承継により経営者が変更する場合、「事業承継特別保証制度」を利用することで、4,500万円の経営者保証なしの保証協会の保証付き融資にすることができます。

その結果、プロパー融資の保証人を外すことができるということになります。

3. この制度が使える事業者

この制度を利用できるのは、次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者です。

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次の1)から4)までに定める全ての要件を満たすこと
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと

4. 事業承継時判断材料チェックシート

事業承継ネットワーク事務局に常駐する経営者保証コーディネーターが使用している「事業承継時判断材料チェックシート」をプレゼントさせていただきます。このチェックシートの内容をクリアしていないと、「事業承継特別保証制度」は使えません。

詳細は弊社までお問い合わせください。

経営革新等認定支援機関
株式会社アシスト
姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F
nakagawa@assist-ltd.co.jp

